令和3年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料

◎雇　　用

作業名		標準額(円)	摘要
一般農作業	果樹などの軽作業	6，400	○作業時間は８時間を基準とします。 ○賃金が福島県最低労働賃金を下回らないよう協議の上調整してください。 ○ほ場条件や労働力（性別・年齢・経験等）に差異があって特に勘案する必要がある場合は、当事者間で協議のうえ調整してください。
	一般的作業	6，700	
	重労働を伴う作業	7，200	

◎請　　負

作業名			単位	標準額（円）	摘要
田畑耕起	ロータリー耕		10a	6，500	○耕うん深度は１５ｃｍとする。 ○土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。
	スキ			7，000	
ブロードキャスター				1，100（1回散布）	○土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。
マニアスプレッター				5，000（堆肥込）	
				2，000（堆肥別）	
代かき				7，000	
機械田植				7，000	
機械畦ぬり			1m	50	
バインダー			10a	6，500	○結束紐は委託者負担とする。 ○土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。
ハーベスター				7，000	
コンバイン刈り取り				18，000	
コンバイン一貫作業				28，000	
乾燥・調整			60kg	1，000	
調整				700	
汎用コンバイン	大豆・そば	50a未満		8，000	○運搬距離、ほ場条件等により当事者間で協議のうえ調整してください。
		50a以上		7，300	
	その他雑穀等	50a未満		8，600	
		50a以上		8，000	

◎賃借料情報

区分	賃借料（円）	摘要
上田	10，000	○農地法改正により標準小作料制度が廃止されたため、これらを情報として提供いたします。 ○賃借料は物納も含め土壌及びほ場条件により当事者間で協議のうえ調整してください。また作物によって調整してください。 ○上田、中田については、ほ場整備済みの水田とします。
中田	7，000	
飼料畑	3，000	